

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 件 名 | 牧尾管理所低濃度PCB廃棄物収集運搬処理業務【オープンカウンター方式】 |
| 2 施 行 場 所 | 長野県木曽郡木曽町三岳7696番地の1 牧尾管理所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 条 件 | 機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分「その他(役務の提供)」の認定を受けており、かつ、営業品目の「廃棄物処理」に登録していること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令 和 8 年 9 月 25 日 13:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所(総務課 犬田)
FAX : 0561-39-5464
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp |
| 5)質問書
提出期限 | 令 和 8 年 9 月 16 日 13:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 6)見積回数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年9月28日13:00までとします。 |
| 7)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

牧尾管理所低濃度 P C B 廃棄物
収集運搬処理業務

仕様書

令和 8 年 9 月

独立行政法人水資源機構
愛知用水総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、「牧尾管理所低濃度PCB廃棄物収集運搬処理業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

第2節 用語の定義

本業務に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、分任契約職をいう。
2. 「受注者」とは、業務の実施に際し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「担当職員」とは、受注者又は業務管理責任者に対する指示、承諾、協議等の職務を行うもので、発注者は、担当職員を定め、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。
なお、担当職員は、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は業務管理責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 業務の処理のために必要な図書の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
 - (3) 業務の処理状況の確認
4. 「検査員」とは、業務の検査を行うために発注者が定めた者とする。受注者より業務完了の通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。
5. 「確認者」とは、契約書第12条第2項の規定に基づき、業務履行の確認を行うために発注者が定めた者をいう。
 - (6) 「業務管理責任者」とは、契約の履行に関する指揮監督を行う者で、受注者が定めた者をいう。また、契約書第8条第1項に規定する者である。
 - (7) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
 - (8) 「契約書」とは、業務請負契約書をいう。
 - (9) 「設計図書」とは、仕様書、図面(参考図を除く)、業務数量総括表、現場説明書及び現場説明に関する質問回答書をいう。
 - (10) 「仕様書」とは、業務の実施に関する技術上の指示事項等、明細又は特別な事項を定める図書をいう。（明記されている適用すべき諸基準を含む。）
 - (11) 「業務数量総括表」とは、業務履行に関する業種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
 - (12) 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
 - (13) 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書

に対して、発注者が回答する書面をいう。

- (14)「指示」とは、担当職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (15)「通知」とは、発注者又は担当職員（以下「発注者等」という。）と受注者又は業務管理責任者（以下「受注者等」という。）の間で、発注者等が受注者等に対し、又は受注者等が発注者等に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- (16)「報告」とは、受注者等が発注者等に対し、業務の遂行に関わる事項（状況又は結果）について、書面をもって知らせることをいう。
- (17)「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者等又は受注者等が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (18)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者等と受注者等が対等の立場で合意し結論を得ることをいう。
- (19)「提出」とは、受注者等が受注者等に対し、又は受注者等が発注者等に対し業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (20)「提示」とは、発注者等が受注者等に対し、又は受注者等が発注者等に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (21)「受理」とは、提出又は通知された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- (22)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。
 - ① 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - ② 電子納品を行う場合は、別途担当職員と協議するものとする。
- (23)「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為又は同意を求めることをいう。
- (24)「申出」とは、受注者等が契約内容の履行又は変更に関し、発注者等に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (25)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために業務管理責任者と担当職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (26)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (27)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (28)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。
- (29)「履行確認」とは、契約書に基づき、発注者又は確認者が業務の履行確認を行うことをいう。
- (30)「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

第3節 業務概要

3-1 業務場所

長野県木曽郡木曽町三岳7696番地の1 牧尾管理所

3-2 業務内容

本業務は、機構が保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という）について関係法令等を遵守し適正に収集・運搬・処理するものである。

PCB廃棄物の収集運搬 1式

PCB廃棄物の焼却処理 1式

第4節 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日までとする。

第5節 業務数量

業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりである。

第6節 業務管理責任者

1. 業務管理責任者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
2. 業務管理責任者は、業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有するものとする。

第7節 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を作成し、発注者に提出するものとする。

提出書類	部数	提出時期	備考
業務計画書	1部	契約後速やかに	収集運搬方法（運搬経路）、処理手順等
処理報告書 （マニフェスト）	1部	処理終了後速やかに	収集運搬、処理したことが証明できる書類等、業務写真
その他担当職員が指示したもの	必要部数		

第8節 立会による確認

受注者は、次表の履行について、担当職員の立会により確認を受けなければならない。

この際、受注者は、場所、資料、希望日時等を記載した確認立会依頼書を事前に担当職員へ書面により提出しなければならない。

ただし、担当職員に通知後、担当職員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種別	細別	立会する業務	備考
搬出状況	PCB廃棄物	保管場所からの搬出状況	

第9節 官公庁等への手続き等

1. 受注者は、関係官公庁との事前協議等処理に必要な手続きを行うものとする。
2. 受注者が行うべき関係官公庁及びその他関係機関への届出等の手続きにより許可、承諾等を得た場合は、その写しを担当職員に提出しなければならない。

第10節 環境保全対策

1. 受注者は、本業務実施に当たり、必要な環境保全対策を行うものとする。
2. 受注者は、低濃度PCB汚染物漏れの事故が発生した場合は、直ちに担当職員に報告するとともに受注者の責任において直ちに汚染防止の措置を講じ、補修作業を実施すること。

第11節 業務中の安全確保

11-1 業務中における安全確保

業務中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

11-2 重点的安全対策

1. 業務の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、業務事故の防止を図らなければならない。
なお、令和8年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。
 - (1) 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
 - (2) 転落・墜落による人身事故防止
 - (3) 架空線、埋設管等の損傷事故防止
2. 受注者は、施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・業務内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記するものとする
3. 受注者は、業務に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

第12節 疑義等

設計図書に明記されていない事項、又は、設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 収集運搬処理

第1節 PCB廃棄物等

収集運搬処理の対象となるPCB廃棄物については、下表に示すとおりとする。

No.	計測値	ドラム缶重量	内容物重量	内容物
1	173.0kg	22.5kg	150.5kg	塗装研削屑
2	170.5kg	22.5kg	148.0kg	塗装研削屑
3	43.5kg	22.5kg	21.0kg	フィルター、養生材
4	35.5kg	22.5kg	13.0kg	フィルター、養生材
5	114.5kg	22.5kg	92.0kg	塗膜屑、フィルター
合計	537.0kg	112.5kg	424.5kg	

第2節 法令遵守

本業務の履行に当たっては、次の関係法令等遵守するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (3) 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 令和元年12月改訂
- (5) 低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 令和6年10月改訂
- (6) その他関係法令

第3節 収集運搬

1. 収集

- (1) 収集場所（保管施設）

長野県木曽郡木曽町三岳7696番地の1 牧尾管理所

- (2) 収集方法

第2章第2節に示す、ガイドラインに基づき収集を行うものとする。

2. 運搬

第2章第2節に示す、ガイドラインに基づき運搬を行うものとする。

第4節 処理

1. 処理場所

受注者の廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設にて処理するものとする。

2. 処理方法

第2章第2節に示す、ガイドラインに基づき焼却処理にて行うものとする。

業 務 数 量 総 括 表

業 務 名 牧尾管理所低濃度PCB廃棄物収集運搬処理業務

独立行政法人 水資源機構
愛知用水総合管理所

業務数量総括表

	牧尾管理所低濃度PCB廃棄物収集運搬処理業務 (当 初)					
業務区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
運搬費		式		1		
処理費		式		1		
業務価格		式		1		
消費税		式		1		
業務費		式		1		

牧尾管理所低濃度PCB廃棄物収集運搬処理業務

参 考 資 料

位置図（牧尾管理所）

低濃度PCB保管場所図

分析試験結果報告書（写し）

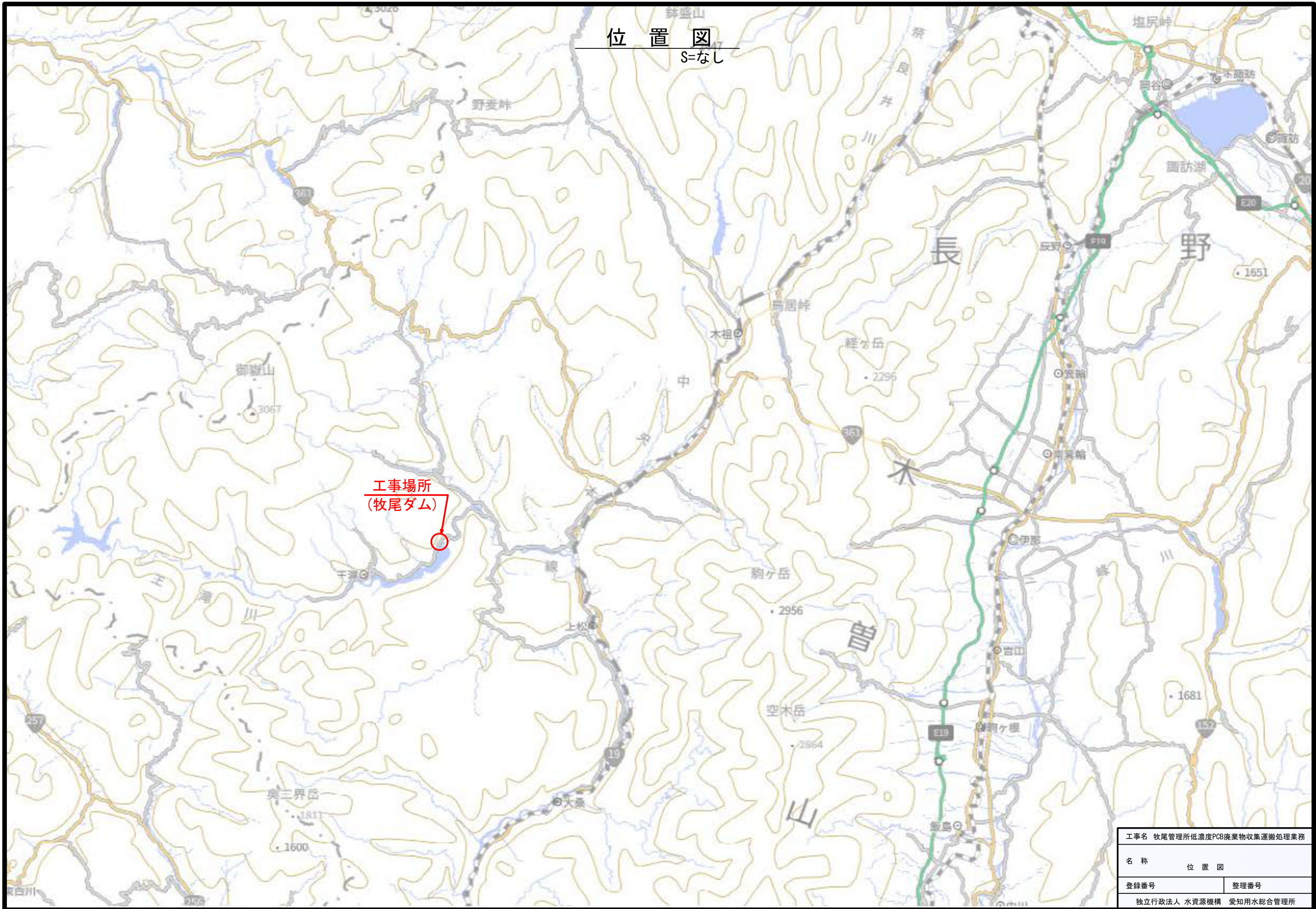
P C B 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（写し）

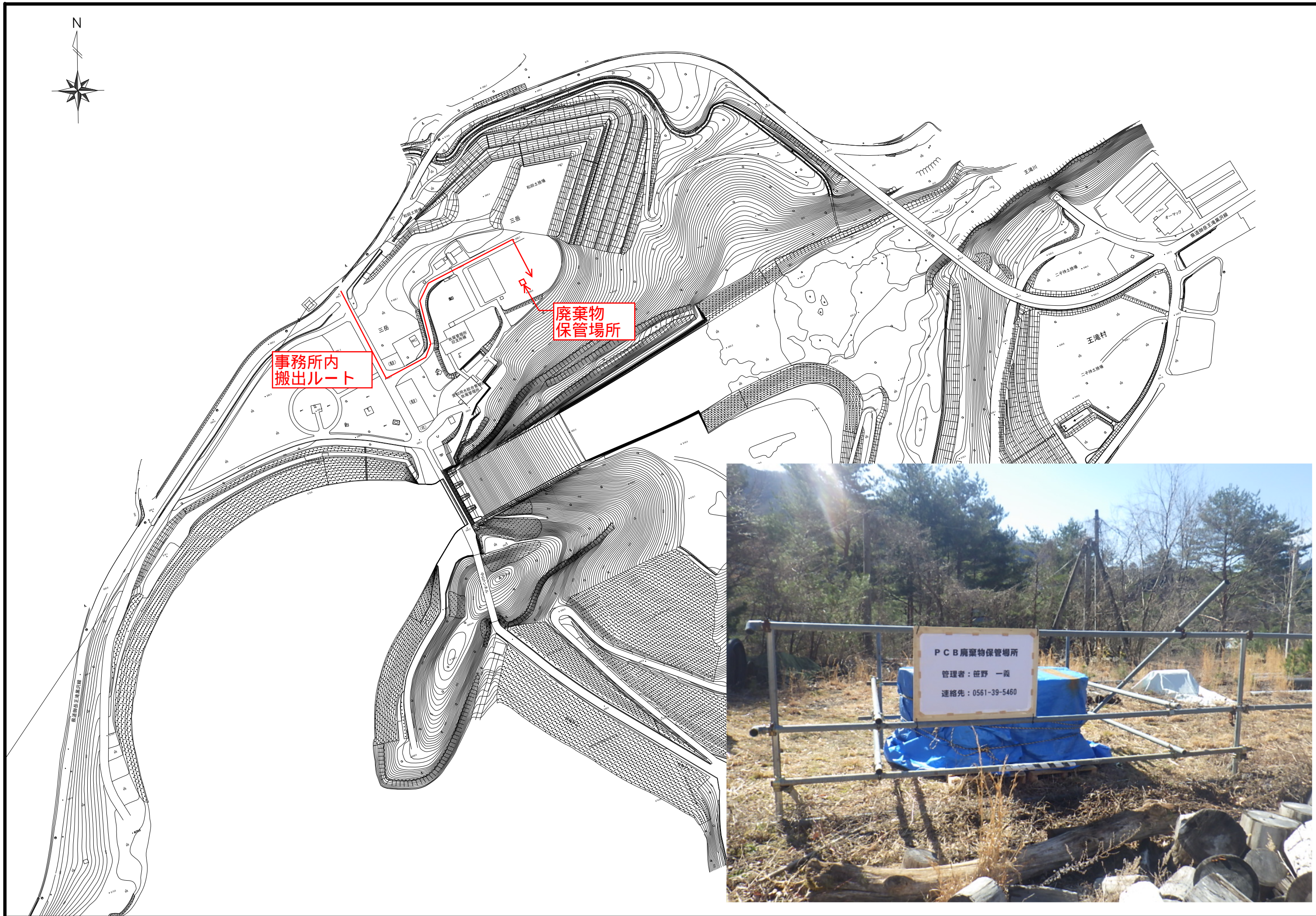
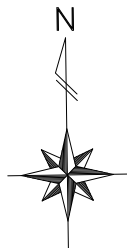
この参考資料（または「参考図面」以下同じ）は、あくまでも入札参加者の適正滑迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。

したがって、「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は施工条件等を十分考慮して仮設、施工方法、安全対策等、工事目的を遂行するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「参考資料」の有効期間は、この業務の開札日までとする。

独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構
愛 知 用 水 総 合 管 理 所





分析試験結果報告書

D250207900

2026年3月4日

御依頼者 XXXXXXXXXX 御中

調査件名 : 牧尾ダム非常用ゲート開閉装置塗装工事
採取場所 : 長野県木曽郡王滝村地内 牧尾ダム

採取場所測点 : 操作板下部
採取日 : 2026年2月12日
採取者 : ウノインフラプランテック 株式会社
収集区分 : 持込
特記事項 : -

JFEテクノロジー株式会社
分析・解析技術 Division
〒210-0855 川崎市川崎区南渡田町1番1号
TEL 044-322-6612 FAX 044-322-6529

当社にご依頼のございました上記検体について
分析試験した結果は次の通りです。

分析試験結果

試料名	ポリ塩化ビフェニル	単位	下限値
< 試料名 > 塗膜屑	1.7	mg/kg	0.01mg/kg
分析方法: 令和2年10月「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)」 第2章 8. 塗膜くず(含有量試験) 測定方法: ガスクロマトグラフ/高分解能質量分析(GC/HRMS)法 分析担当者: 杉本			
PCB汚染物ではないことの判断基準: 「0.5mg/kg以下」であること 環境省 令和元年10月11日 通知: 「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」 (環境規発第 1910112 号、環境施発第 1910111 号) * 当該試料は「5000mg/kg以下の低濃度PCB含有廃棄物」に該当する。			

(' 090925改正) (様式 KEB004)



様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和8年 4月23日

長野県知事 阿部 守一 殿

届出者

住 所 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25

氏 名 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所

小栗 幸樹

電話番号 0561-39-5460

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和8年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 牧尾管理所		
保管事業場の所在地	長野県木曽郡木曽町三岳7696番地の1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	笹野 一義	電話番号	0561-39-5460
保管の場所	長野県木曽郡木曽町三岳7696番地の1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
7-001	㊟塗膜							5缶	537kg	低濃度	ドラム 缶 (200L)	有	無	無	未定	1.7mg/kg JFEテクノリサ ー株式会社

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

備考

1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

収 入
印 紙

排出事業者：_____（以下「甲」という。）と、
収集運搬及び処分業者：_____（以下「乙」という。）は、
甲の事業場：_____から排出される産業廃棄物の収集・運
搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

〔特管〕

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

〔特管〕

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

2 （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類：_____
数量：_____
単価（税抜）：_____

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種類：_____
数量：_____
単価（税抜）：_____

3 （輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（注：契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること）

① 輸入廃棄物：無

② 輸入廃棄物：有 _____

4 （処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：_____
所在地：_____
処分の方法：_____

施設の処理能力： _____

5 （最終処分場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6 （収集・運搬過程における積替保管）（注：契約当事者が下記の①②③のいずれかを選択すること）

- ①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の

「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。

- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

- 5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因がある

ときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

第9条（料金・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の料金を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する料金は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する料金についての消費税は、甲が負担する。
- 4 料金の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲

乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）（注：契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること）

- ①本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- ②本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。